一神教学際研究 14

古代近東文学における聖書の知恵文学とヒッタイトの教訓文書

アダ・タガー・コヘン

要旨

古代近東において知恵は神々から人間に与えられた知識であった。それは人間が 文明を築き、神々への奉仕を続けるために与えられたものであった。本稿は、アッカド語・ウガリト語・ヒッタイト語で書かれたメソポタミア・レバント・アナト リアの文書を考察し、知恵の概念が父から息子への教訓のように特定の形式を 持った文書を通じて伝えられていたことを示す。続いて、知恵の思想と言葉がど のような形で聖書のテクストに織り込まれているのかについて明らかにする。本 稿では、主に二つのアッカド語文書を扱い、それらの形式をヒッタイト語文書と 比較する。両言語で書かれた文書の比較考察からは、それらの聖書の知恵文学と の関係が理解されると共に、とりわけヒッタイト語文書の理解が深められる。

キーワード

知恵文学、聖書、古代近東文化、ヒッタイト、儀礼

1. はじめに

箴言 9 章 10 節は「主を畏れることは知恵の初め」という言葉で始まり、「聖なる方を知ることは分別の初め」と続く「、「主を畏れる」という句は、神からの啓示とされるトーラー(律法)を実行しながら「契約の神への忠信」を守るという意味として理解されてきた。

ヘブライ語聖書では、古代イスラエル人にとって最も重要なことは彼らの神YHWHの言葉に従うことである、と随所に繰り返し記述されている。例えば、出エジプト記 20 章 22 節には、「主はモーセに言われた、イスラエルの人々にこう言いなさい。あなたたちは、わたしが天からあなたたちと語る(dibbarti)のを見た」とある。これを受けたモーセの行為は 24 章 3-4 節にある。「モーセは戻って、主のすべての言葉とすべての法を民に読み聞かせると、民は皆、声を一つにして答え、『わたしたちは、主が語られた言葉をすべて行います』と言った。モーセは主の言葉をすべて書き記し、朝早く起きて、山のふもとに祭壇を築き、十二の石の柱をイスラエルの十二部族のために建てた」。続く 5-8 節ではモーセは書き記したことを読み上げ、イスラエル人とともに神に捧げ物をした。

YHWHの言葉、すなわち、律法は神の信仰にかかわるものである。神の言葉は彼の法とされ、この法は口頭(*dbr*)だけでなく、文章でも伝えられ、それに従って宗教儀礼が行われる。

神と人々との関係の基礎には「従順であること」という考え方がある。これは「 $\delta amo'a\ b\acute{e}q\~ol$ — わたしの声に聞き従う」という言葉に示される(出エジプト記 19章5節等)。この概念は家族の理念に由来している。家族内では子は父の命じたことを果たすべきとされるのだ。従順な息子は聖書においてこう命じられている。「わが子よ、父の諭し($m\^usar$)に聞き従え($\delta m'$)。母の教え($t\^orat$)をおろそかにするな(箴言1章8節、他に箴言2章1節、3章1、11節、4章1、10、20節等)」 2 。ここで対になっている二語 $m\^usar$ と $t\^orah$ は、いずれも「教訓」を表しており、これは知恵と神の畏れと結びついている。本稿では、知恵が宗教的な問題でありながらも、日常的な法律にも強い関わりがあることを明らかにする。

本稿には二つの主な論点がある。一つは「知恵文学」と同一とされるヒッタイトの「教訓」文書の考察である。もう一つの論点は、以下に挙げる文書のジャンルが家族の文脈といかに関係しているかということである。これらの二つの論点を基に、本稿で扱う文書が聖書とヒッタイト文書における儀礼といかに関係するかについて、聖書世界に先行しながらもそれと同期する古代近東の文学の文脈の中で示すこととする。

2. 知恵文学

2.1 近年の研究で論じられる諸問題の一つに、聖書の知恵文学には基礎となる伝統が存在したのかどうかという問題がある³。この問題を扱った最近の論文集に掲載された12本の論文には対立する考え方があることが示唆されるが⁴、本稿では「知恵文学」を、明確な世界観を表象する文学や文学様式を表す用語としての特別な術語と捉える研究者らに従う⁵。というのも、筆者は本稿で、それが説得的な修辞技法に特徴づけられる教訓的なメッセージである点を指摘するからである。上に引用した聖書のテクストからも、それが教訓的で修辞的であることは明らかだろう。

モーセ五書における指示は厳密に言えば法律と捉えられる。神からの指示としての法には二種類ある。社会生活を扱う法律と、イスラエルの人々が主として従う神の崇拝を指示する法律である 6 。神から指示を受けるという概念は、知恵文学で広く扱われる親への服従の概念と似ている。聖書(特に箴言)において親への服従は、戒律として「聞け/従え」という命令形で繰り返し命じられている。例として、箴言19章20節には「勧め(6 ēṣah)に聞き従い(6 sm)、諭し(6 mûsar)を受け入れよ。将来、知恵(6 teḥkam)を得ることのできるように」とあるし、箴言 6 5章7節には「それゆえ、子らよ、わたしに聞き従え(6 sim 6 u)。わたしの口の言葉(6 sim 6 e¬tivoを入れてはならない」とある。

神と人間の関係の中では、新しい社会を築く原則としての法が契約に埋め込まれている。しかし、それは知恵とも大いに関係がある⁷。どちらも特定の社会行動の規範を奨励しているからだ。特定の行動を要求し、あるいは禁止しているのである。

David Daubeが指摘したように、教訓的法律は、第五戒に見られるように知恵と関連づけられる。第五戒は「あなたの父母を敬え」で始まり、「そうすればあなたは、あなたの神、主が与えられる土地に長く生きることができる」と続く(出エジプト記20;12)。「敬え(kbd)」という命令の後に、幸福の説明が続く形式は知恵文学において広く見られる 8 。したがって、知恵文学は社会的権威者として父と母の立場を高めながら、それを権威ある法を申し渡すYHWHと対比される立場に位置づけているのである。知恵文学で繰り返し使用される「命令(dbr/miswah)」という語と「指示(tôrah)」という語は、ヘブライ語聖書の読者が熟知しているモーセ五書の法を反映している 9 。

2.2 ここで議論を古代近東の知恵文学に向けよう。上述のように、筆者は、聖書はこの文学伝統の中に位置づけられると考える。「知恵」という用語がメソポタミアの文書で広く使用されているのは間違いない。ここでは Paul-Alain Beaulieu の

言葉を引用するに留めたい。「知恵文学の全体的な傾向は、社会と神の意志の調和を保ちながら、より良い人生を導く術を教える点にある」¹⁰。他方、当時は父親と母親が家の法的権威であり、かつ王国も一つの家政と見なされた点を忘れてはならない。したがって、息子に教訓を与える父親は、王と同じ権威者と言える。神の世界の法は王に伝えられ、それは王からその国に伝えられるという考え方は古代近東世界に共通する考え方であった¹¹。このように、子に教訓を与えるという知恵文学のジャンルは古代メソポタミアやエジプトまで遡ることができる。これまで、知恵文学と聖書の比較に関しては多くの議論がなされてきた¹²。以下では、メソポタミアおよびヒッタイトのいくつかの文書について、聖書との関係性から論じ、知恵文学が法的文書と関連することを示したい。

3. メソポタミアの伝統における知恵文学

古代近東文学には「知恵文学」の範疇に含まれる数多くの文書があり、それらは父が子に「人生についての知識」を示すという形式をとっている。その最も古いものは紀元前3千年紀後半にさかのぼる、シュメールの『シュルッパクの教訓』である。Beaulieによると、この教訓は、太古の昔、文明の起源にまで遡る時代から伝わるものと信じられていた¹³。

もう一つ知られている文書は、学術的には『シューペ・アメーリ Šūpê-Amēli の教訓(もしくはシマー・ミルカ šimâ milka)』と呼ばれる紀元前 2 千年紀の文書である 14 。この文書は「聞け」という言葉に始まる。アッカド語で、šimâ milka š[a] Šūpê-Amēli 「シューペ・アメーリの助言を聞け」と始まる。これは明らかにヘブライ語の šm の命令形と関係しており、「注意に従う/従う」あるいは「服従する」と訳され、単なる助言でなく、指導的な命令と理解される。動詞に続く名詞 milka 「助言」には 15 、その知恵文学との関連が示唆される。続く数行には、これが知恵文学であることをより強く示す表現、emqa milka 「知恵ある助言」と para same ahriāti 「来る日々の法」がある。このアッカド語の par same par same ②、必要な儀式・儀礼という意味がある 16 。

シューペ・アメーリの文書は、「父から子への最後の言葉」という文学ジャンルに含まれ、父からの「遺書」あるいは「遺言」とされる。その内容は正しい行いや、家族と私財への配慮に関するものであり、Victor Avigdor Hurowitz が指摘するように、「教訓の全体としての傾向は実践的」である「7。すなわち、人生をより良く生きるために何が最も大切かを示しているのである。この教訓は、他の知られているシュメール語やアッカド語の楔形文字で書かれた教訓書と同じように、二人称単数で語られる「8。立場が上の者から下の者へと伝えられていることから、

教訓書には権威が表れていることがわかる。また、教訓書に法的な性質と効力が あるならば、それは指示する者と指示される者の社会的地位も反映することにな るだろう。

メソポタミアだけでなく古代近東の文学全体に言えることであるが、文書を分類すること、すなわち、ある文書がどのジャンルに含まれるべきかを判定するのは非常に困難な作業である。もちろん、文書を分類し、ジャンル分けすることは、私たち現代の研究者や読者が必要としていることであるが、それでも古代の人々もある特定の概念を伝えるためにそれに応じた形式を用いていた。古代の人々も文書を分類していたことは、目録の編纂(たとえば、ハットゥシャに収集された粘土板の奥書を記した「集積目録」や「書架目録」と呼ばれる文書)に見てとれる19。しかし、私たちが正確にジャンル分けしようとしても、多くの場合は一つの文書の中に複数の文学形式が混ざり合っていることがわかる。

3.1 もう一つアッカド語文書を紹介したい。これは、必ずしも普通の「知恵」に含まれず、また父から子への遺言でもないが、Lambertがバビロニアの知恵文学に関する彼の書物によって、教訓文学に分類しており、人生における実践を扱っている点で、ある意味で『シューペ・アメーリの教訓』の遺言的な忠言とほとんど変わらない²⁰

Lambertが『王子への助言』と名づけたこの文書は興味深く、皇太子あるいは新 しい王が「教えられるべき」諸注意が挙げられている²¹。『王子への助言』は、メ ソポタミアの「予言書」と似た形式で、常に可能性を挙げるように書かれている --「Xをすると、Yが起こる」であり、これは「もしXをするならば、Yが起こる」 として結果が起こる確率を表すようにも訳せる一。文書はアッカド語による60行 からなり、これはVictor Avigdor Hurowitzが提案するように、文書の中心的な役割 をもつ神エアを表す楔形文字が60を意味することを反映しているのであろう。エ アは知恵の神とされ、文書の第2行では「運命の王」と呼ばれている。また、数字 に隠されたメッセージを組み込むことは知恵の伝統の書である箴言にも見られる ²²。『王子への助言』の主旨は、王は神々の世界を怒らせる恐れのある行いを避け なければならないということである。それに背いた結果は最終行(第58~59行) に明らかである。「大いなる神々は怒りのあまり、彼らの住まいを去り、神殿に入 らないだろう」23。神が神殿を去ることは、王と王権の保護を放棄することを意 味した。さらにHurowitzは、この文書はエアから直接下った指示として、神的な 啓示の作品なのだと提案している(そのため彼は第7行のšipir dEaを「神エアの言 付け」と理解している)。彼が指摘するように、「[もし]、王が聞かなければ/心 に留めないならば(lā iqūl)」という文書の題名は、王が神エアからの神聖な言付け

に従わなかった場合、という意味である。

『王子への助言』は厳密には教訓書の形式ではないが、伝えようとしている主旨は、シューペ・アメーリの文書などに見られる、父から子への助言に似ている。両者の違いは、『王子への助言』がシッパルとニップル、バビロンの市民に対する王の不当な行いのみを語っているのに対し、シューペ・アメーリの文書はさまざまな人生の問題についての父から子への助言であり、かつその子が将来王となる者ではないという点である²⁴。このことは次の対比に明らかであろう。『王子への助言』の第 15 行「もし、彼がバビロンの市民の銀を取って自らの宝庫に加えるならば」// 『シューペ・アメーリの教訓』第 57~58 行「我が子よ、小麦粉を挽く者から略奪するなかれ、老いも若きも貧しくさせてはならない」。

文書形式(指示か予言か)について言えば、アッカド語で書かれたシューペ・アメーリの文書とそのヒッタイト語訳を比較すると、非常に興味深い点が浮かび上がってくる。ヒッタイト語版の翻訳は基本的には正確であるが、文書全体を翻訳しているわけではない。それでも、ヒッタイトの人々が完全なアッカド語文書版をもっており、それを学問的に利用したであろうことはわかる²⁵。実に、これらの文書は、アッカドの学習とその翻訳を通じて隣接する文化へ吸収され、異なる文化間で文書伝統が共有されたことを示している。これらの作品は、翻訳によって、受け取った側の文化の一部となったのだ。アッカド語文書の翻訳により、ヒッタイトも異文化の考え方や概念、信条などを受容していたのである。

『シューペ・アメーリの教訓』と『王子への助言』の違いはそれぞれの社会的背景によるものかもしれない。王子は、政治的文脈で支配者あるいは王としての公正な行いを教えられている点で、その内容は父から子への教訓ではなく、神が世界をいかに支配しているかに関わりが深い。『王子への助言』の焦点となっているのは、神々の「言付け」や望み、その崇拝における神々の世界との関わりについてである。王子がもし間違った行動をすれば、彼は神々から罰せられる。文書の中では、エアとアヌム、エンリル、マルドゥク、エラ、ナブーという神々の名前が挙げられる。Lambert による編集の第 30~31 行には、神々が「天と地に座するアヌム、エンリル、エアは彼らの集会(puḥrīšunu)において苦役の免除を決するだろう」26と、その審判を下す役目が描写されている。

『王子への助言』は、支配者に審判するという法的役割をもつ神々が下す決定や定めを扱っている。そのため、この文書は単に日常の行動についての王子への助言ではなく、神学的なものでもある。このことは、とりわけ最後に王権の危機に触れていことからも理解される。「天と地全体をまとめ、あらゆることを管理し、王権を定めるエサギルの書記ナブーは、彼の地に関する約束(treaties)を無効とし、敵意を宣言するだろう」(第53~54行)。ここで「無効」とされるのが約束、すな

わち文明社会の枠組みである点を強調したい。これは聖書でも同じく、神はひとたび民が彼の法から逸脱したと判断すると、神と民の間の契約(covenant)は無効となり、その逸脱のせいで国が破滅する結果となる²⁷。よって、たとえ臣民(特にバビロニアの特権的で神聖な都市シッパルとニップル、バビロンの人々)に対する悪行であっても、王の行為は、社会からだけでなく神々によっても審判を下されるものであった。Hurowitzが『王子への助言』の議論の中で指摘するように、この文書は知恵のある書記によって作成されており、届けるべきメッセージに適した文書の形式になっているのだ。

したがって、『王子への助言』は神による教訓という形式をとった政治的かつ法的な教訓文書であり、一方『シューペ・アメーリの教訓』は父から子への遺言という形の教訓文書である。聖書の例に戻れば、聖書は神への従順を父と母への従順を組み合わせており、またその中では神の崇拝に関する指示と日常生活に関する教訓の両方があることがわかる(出エジプト記 19~24 章の律法集)。出エジプト記 19~24 章では、教訓文書がメソポタミアの影響を受けた法典と形式的に組み合わせられている²⁸。

二つのメソポタミアの文書の関係性に関する論議はここで終え、次にヒッタイト古王国時代の文書についての議論に進みたい。研究者らが『ハットゥシリ1世の遺書』と呼ぶヒッタイト文書は、「遺書/遺言」である一方、王から議会への指示であり、指名された皇太子への即位にあたっての指示でもある(CTH 6)²⁹。この遺書は政治的に混乱した時代を背景に作成された歴史書でもある。その点では、何世紀にも渡って複写され、明確に年代比定できない、前述の二つのメソポタミアの文書とは対照的である³⁰。このヒッタイト文書は紀元前 17 世紀後半に年代づけられる。ヒッタイトとメソポタミアの文書間には時代差はあるものの、筆者はこのヒッタイト文書もメソポタミアの伝統に影響を受けたものと考える。『ハットゥシリ1世の遺書』で、ハットゥシリ1世は孫ムルシリを後継者とし、それまでの候補者(実の息子と甥)を退けた理由を説明している。彼らを退けた理由は、王である自らの命令に背き、ハットゥシャ市民の意思に反する行動をとって、神々と対立しかねなかったからだと説明している。たとえば、ハットゥシリは甥の若きラバルナについて以下のように述べる³¹。

§5 (i/ii.26-29) ハットゥシャ市民の者たちに対し、彼は牛と羊を(それをもてる)者から[取り上げ]ようと迫ることになるだろう。[私は我が]外敵を[…した。そして]私は[我が国の(?)]平和を保った(?)。今後、彼が「…を]確立することは起こってはならない。

ハットゥシリは、陰謀を企てた娘については、彼女がハットゥシャ市民から盗みを働いたと言い、家畜と労働力、耕地を取り上げたのだと言う(§14-§16)。ヒッタイトの中心、神聖な都市ハットゥシャの人々は王に最も忠実であることが求められ、それ故に宮廷からの厚い保護を受けていた。このように、『ハットゥシリ1世の遺言』は初めに歴史上の事件としてかつてハットゥシャ王家で起こったことを記している。しかしながら、これらの事件にかかわった者たちの行動に対するハットゥシリ1世の判決は、支配者は民に危害を加えてはならないと教える『王子への助言』と同じように、法概念や慣習に基づくものだった。一方でこのヒッタイト文書は、王の議会と、選ばれし若き王本人の両方への指示でもあり、それは『シューペ・アメーリの教訓』を思わせる非常に教訓的な形で伝えられている。ハットゥシリ1世のムルシリへの言葉は以下の通りである。

§19-20 (iii 26-32) これまで、[私の家族において] 誰も我が命令に従わなかった。[しかし、お前、我が子]、ムリシリよ、お前はそれに従わねばならぬ。[父の言葉] を守らねばならぬ。もし、お前が父の言葉を守るならば、[パン (のみ) を食べ]、水 (のみ) を飲め。盛年のお前は日に二度か三度食べ、自らを労え。[しかし] お前が老いた [ならば]、目一杯飲んで[父の]言葉を忘れよ。[…] しかし、もしお前が王の言葉を守らないならば、「長 (?)] 生きすることなく滅ぶだろう32。

§21a (iii 46-51) 汝ら(我が臣民)は、ラバルナであり大王である私の言葉を守らねばならぬ。汝らが[それを]守る[限り]、ハットゥシャは堂々と立ち、汝らは国を[平和に]保てるだろう。汝らはパンを食べ、水を飲むだろう。しかしもし、汝らがそれらを守らないならば、国は異国の支配に下るだろう。

[神々の]事柄には十分慎重であれ³³。彼らへの捧げ物のパンと神酒、[シチュー(?)]、彼らの食事は(常に)用意されていなければならない。

\$21b (iii-iv 51-54) お前(ムルシリ)は(それらを)後回しにしては[ならない]し、(捧げ物を)遅らせてはならない。もしお前が[(それらを)後回しにした]ならば、それは悪行である。(まさに)かつての(ように)。[そうで]あ n^{34} !

この指示は極めて明確であり、かつ王とヒッタイト王国内の職業集団の関係を結ぶ「訓戒文書」(išhiul-)の文書様式に似た言葉遣いで書かれている³⁵。

ここで、『王子への助言』と『ハットゥシリ1世の遺言』の主題となっている神々の信仰の問題に目を向けたい。神々は王権を維持するために王からの奉仕を期待している。これこそが、両文書の神学的側面であり、王の成功の理由となっているのだ。ハットゥシリ1世の文書では、「歴史的」な悪行の実例と、指名された王位継承者および王の議会への指示が混在し、『王子への助言』は純粋に王子への警告となっている。

王ハットゥシリ1世は議会に対し、王子に知恵を伝えるよう指示している(CTH 6)。

§10 (ii 53-57) 誰も「王は隠れて自らが望むことを [行い]、『私は正しかろうと、正しくなかろうとそれを正当化できるのだ』(と言っている)。」などと言ってはならない。 [このような] 中傷が決して真実となってはならない。むしろ、今汝ら [自身] が私の助言 (=言葉) と教訓 (=知恵) を認め、常に我が息子に知恵を教えよ³⁶。

王であり父であるハットゥシリ 1 世の最後の言葉は次のようである (Goedegebuure 訳)。

§22 (iii 55-63) そして [大王] ラバルナは彼の (養) 子ムルシリに向かって「私はお前に私の言葉を与えた。毎月、この書板がお前の前で読み上げられるように。そうすれば、お前は私の言葉と知恵 (=教訓) をその心に焼きつけられる*だろう。お前は正義をもって私の [臣下] と貴族を支配せよ。

*šišša「印象付ける」

Amir Gilan は、『ハットゥシリ 1 世の遺言』の研究において、ヒッタイト文学における位置づけを論じており、これを「Die Anfänge der Tradition didaktisch-politischer Literature in Ḥattuša(ハットゥシャにおける教訓的・政治的文学伝統の始まり)」と称した。さらに、この文書を法的文書と定義することを否定し、むしろ「ハットゥシリ 1 世の言葉を集めたもの」と定義している。結論として、『ハットゥシリ 1 世の遺言』(とこれに対応する KBo 3.27 の章句)は教訓と政治的な目的のために記録されており、後継者に政治的な知恵を授けようとする実際の王の言葉を含めることで文書に重みをもたせたのだと主張する 37 。

王の賢明な言葉 —王の教訓— は、聖書では神の言葉と同様、他者に読み聞かせるよう書かれている。これらの言葉は世界の働きを理解しようとする人に向け

た知恵である。古代イスラエル人にとって、これらの教訓は出エジプト記20~23章と申命記5章にある法律集であり、それは(書記としてのモーセ)によって読み上げられ、書き記されたものだ。しかしながら、この神(々)から受けとったとされる教訓的な知恵が忘れられないためには、神々に対して行わなければならない儀礼がある。その儀礼は、主人と僕、つまり指示する側と指示される側の関係を想起させる象徴的なものであった。聖書は同じことを、教訓文書と、心に留め従うべき命令を組み合わせることで提示している。そのため、聖書では神と父という二つの権威が存在するのだと言える38

ヒッタイトにおいて家族内の権威が父母にあることは、父と母への服従を求める文脈に明白である³⁹。ヒッタイトの王の権威については、王が家族への神々の加護を得るべく行った儀礼行為に明確に表される。ヒッタイト文書に表れる王の権威には二つの側面がある。すなわち、勅令を発する権力と、神殿で神々の御前で儀礼を行うことである。

4. ヒッタイト王と神々への奉仕

ハットゥシリ1世がムリシリに与えた主な教訓は以下のようであった。

§21a [神々の] 事柄には十分慎重であれ⁴⁰。彼らへの捧げ物のパンと神酒、[シチュー(?)]、彼らの食事は(常に) 用意されていなければならない。

§21b (iii-iv 51-54) お前 (ムルシリ) は (それらを) 後回しにしては [ならない] し、(捧げ物を) 遅らせてはならない。もしお前が [(それらを)後回しにした] ならば、それは悪行である。(まさに) かつての (ように)。 [そうで] あれ!

興味深いことに、この『ハットゥシリ1世の遺言』最後の部分は、『神殿職員への訓戒文書(CTH 264)』で、次のような言い回しで繰り返される(「神々の事柄を畏れよ!」あるいは「神々の儀礼や祭りを後回しにしてはならない。」)。『ハットゥシリ1世の遺言』のこの箇所では、法が断言法と決議法の形式で示され、常に従属者を「あなた」(単数/複数)と呼んで直接的に命令を下している点で、神殿の職員に対する訓戒のようなišhiul-文書と似ている。

(CTH 264 §14: 55-63) さらに、すべての神々の台所の要員である汝ら、

すなわち献酌官、給仕、料理人、パン職人、ビールを醸造する者よ。汝ら自身のために神々の意思を十分に畏れよ(naḥḥanteš ešten)。神々の厚いパンと献酒の容器に十分な敬意を払え。

(§9: 57-60) 汝ら給仕よ、もし祭を(各)祭の期間に祝わず、春の祭を秋に祝い、秋の祭を春に祝うならば、(汝らは罰せられるだろう)。

(§9: 74-76) 神々の意思に(従って)のみ行動せよ。そうすれば、汝らはパンを食べ、水を飲み、家を持つことができるだろう⁴¹。

厚いパンと献酒の容器に触られるように、神々へ食べ物を備え、規定通りに祭り を祝うことは、王と神殿職員の両方の幸福を保証するものであった。このことは 「パンを食べ、水を飲む」という章句に表れている。ハットゥシリ1世最後の言葉 は「そうであれ! (ヒッタイト語で[a-pa-a-]at-pát e-eš-du) である。この言葉は王 の臣下が王への忠誠の誓いを行う際に宣言する言葉(išhiul-文書に見られる)で ある⁴²。そのため、ハットゥシリ1世の言葉は、ある意味、誓いを立てられる種類 の教訓が授けられたこと意味している。ムルシリは、主人であり王である父の言 葉を従順な臣下として守らなければならず、彼自身もそれに誓いを立てたと思わ れる。もちろん、この文書には非常に政治的な背景があるのだが、ヒッタイト人 たちが王家はいかに機能すべきだと考えていたかが示されているのも確かである。 この点で、この教訓的で政治的な文書が教材として作成されたのではないかとい うGilanの見解は正しい。Gilanは、『ハットゥシリ1世の遺言』が若きムルシリが学 ぶべき王としての政治的な知恵を示しているのだと主張する。また、歴史的に、 ムルシリ1世は(暗殺されるまでは)成功を収めた王だった43。この他にも、ハッ トゥシリ1世の政治的知恵を反映している文書はある。Gilanは、『テリピヌ勅令』 などの文書の構成が『ハットゥシリ1世の遺言』と多くの点で類似しているとし、 これらの文書が明確に政治的な背景をもち教訓的な文脈で書かれたのだと指摘し ている44。

Gilanの研究が示すところは、ヒッタイトの人々が伝統的な文書を用いて王家に対するある種の「知恵」的教訓文学を発達させたということである。これらの文書はのちのヒッタイト王国の時代まで保管・複写されており、いくつかの文書には複数の写しがあり、多くの写しは後期ヒッタイトの書体で書かれている45。

5. 儀礼と法の間で

この 10 年、法学者によって、社会における法律・規範・儀式の違いを論じる法 の性質を論じた研究がいくつか出版されている。その内、最も詳細かつ包括的な 研究に、(法律と規範に加えて)儀礼を、社会を統制する手段として扱った Geoffrey P. Miller の論文「儀礼の法的役割」The Legal Function of Ritual がある46。その理論 的アプローチは、儀礼を、社会を統制する手段とみなすところから始まり、「法と 規範の領域と異なるが似ている」(p. 1187) 儀礼の特徴をいくつかに分類した。本 稿ではこの内二つの特徴に注目したい。一つは儀礼がいかにアイデンティティを 形成するかに関わる特徴であり、もう一つはいかに儀礼に正統性が得られるかに 関わる特徴である。前者については儀礼を行うことそのものと言える。すべての 儀礼の参加者の関心を引きつけ、特にそれが生きている間に何度も繰り返される ことで、身体的・感情的・知的に儀礼行為に浸ることでアイデンティティが形成 されるのである。儀礼の追憶が残ることで、集団内の階層や社会における参加者 の立場や地位が示され、個人の社会的なアイデンティティやその地位に対する認 識や他者との関係が変化する可能性が示されるのである。儀礼行為によって、参 加者は社会的集団内での新たな役割に順応できるようになる。その役割は、共同 体において正統で権威ある地位にある人々を見れば容易に理解できるものである。 したがって、儀礼はそれを通じて個人にアイデンティティを課し、社会的地位を 統制するものなのである。

二つ目の儀礼の「正統性」については、儀礼を社会統制の一形態と位置づけることである。「その正統性を確立するためには、個人に要求されることがより広い社会的利益の観点から見て適切であることが示されなければならない」(p. 1201)。正統化の過程には主に二つの局面がある。一つは、儀礼の遂行が特定の社会的文脈に位置づけられることであり、もう一つは「儀礼が、それが行われるたびに再現されるよう、明白で正確な台本に従って行われる」(p. 1202)ことである。このように、儀礼に長い伝統があるという事実がそれに規範的・法的効力をもたせるのである。

Miller の結論のように、法と規範は「好ましくない利己的行為を禁じると同時に、『国』に違反を防ぎ、捜査し、正す制裁力を与えることでそれを統制する」一方、儀礼は「儀礼の対象者に社会的役割を割り当て、影響を与えることで社会的行為を統制し、同時に他者には、対象者に自然で適切なアイデンティティとしてそのように役割を与えることを受け入れさせるためのものである」(p. 1226)。

6. 法に示されるヒッタイト王と儀礼

神々の信仰を維持するというヒッタイト王家の義務は、主に王と王妃、王子たち、そして神殿に仕える者たちによって担われた。この義務は、信仰を経済的に支えることと、個人として儀礼を行うことで果たされた。王家の主な勤めの一つは、神殿の建設や品々の寄進を含む、王国内での宗教活動の維持であった。王と王妃、王子たちは一年を通じて所定の期間に国を旅して周り、それぞれの神々の社や神殿を参拝した。王と王妃は新しい崇拝の習慣や仕方を導入し、勅令を出して新たな神の崇拝を取り入れることもあった。この点で、ヒッタイトにおける神々への信仰は国家宗教だったのである47。ヒッタイトの都ハットゥシャで見つかった王室の文書からわかるように、儀礼行為は詳細に書板に記録され、何世代にもわたって複写され伝承されていた。それらの文書は王家の者たちと祭儀の専門家にいつどのように祭儀を執り行うべきかを指示するものである。祭儀の祝典は王家が神々に従順であることの象徴であり、王が可能な限り祭儀伝統の知識を用いてそれを再現させたことの現れであった。次に引用するムワタリ2世の祈りはヒッタイトの人々が神聖な法とその王への啓示をどのように理解していたかを示している。ムワタリ2世は、クマンニにおける祭儀の復活にあたり、以下のように言う。

(CTH 382 obv. 18-28) そして、王である私は記録に書かれていること(=書き記された木製書板)に見出したことすべてを実行します。[しかし]、私が果たせない [神々の] 儀式を [すべて]、嵐の神、我が主人よ、あなたはご存知でしょう。私が「賢明なる老人」(δ al-li-in LU ŠU.GI)の助言を求めると、彼らは覚えている通り [各?] 儀式を報告するので、私はそのように実行します。[…] 私がその地に再び入植させる間、それが完遂するまで(?)、私は再発見した神々の法(δ A DINGIR δ aklain)を確かに執り行い、それは今後実施されるでしょう 48 。

王の権限の下に行われるこれらの行為の位置づけは、歴史的にハットゥシリ1世 の言葉に宣言される。

汝ら(我が臣民)は、ラバルナであり大王である私の言葉を守らねばならぬ。汝らが [それを]守る [限り]、ハットゥシャは堂々と立ち、汝らは国を [平和に]保てるだろう。[…]もしお前が [(それらを)後回しにした]ならば、それは悪行である。(まさに)かつての(ように)。「そうで]あれ

知恵ある王の命令に従うことと、神々からの祭儀の要求を満たすことを関連づけることこそが、王が国を治め強くできるかどうかの核心であった。ヒッタイト文書を見れば、これは歴史的先例に基づいた考え方である49。メソポタミアの文書『王子への助言』も王家に同様の思想があったことを示していると思われる。『王子への助言』は神聖な都市シッパルとニップル、バビロンの問題のみを扱ってはいるが、王がどのように行動するべきかという模範を示している。そのような状況に至った先例に触れられてはいないものの、かつてそれに類する問題が起こったことと思われる。

聖書に立ち返ると、過越祭や他の律法行為を義務として行わなければならないという神学的概念が重要であることは、古代イスラエル人の神YHWHがエジプトの地で奴隷であった彼らを救ったという事実から来ている。祭儀は、この民と神との大切な関係を記念し、思い出すために決められ、次世代へと教え継げられなければならないのである(出エジプト記、12章27、42節;13章9節;20章2節;22章20節)。申命記4章5-6節は次のように書かれている。

わたしがわたしの神、主から命じられたとおり、あなたたちに掟と法を教えたのは、あなたたちがこれから入って行って得る土地でそれを行うためである。あなたたちはそれを忠実に守りなさい。そうすれば、諸国の民にあなたたちの知恵(ḥokmatkem)と良識(bînatkem)が示され、彼らがこれらすべての掟を聞くとき(šam'ū)、「この大いなる国民は確かに知恵があり(ḥakam)、賢明な民(nabōn)である」と言うであろう。 50

ここまでに言及した文書は、いかに良い人生を送り、幸福であり続けられるかを指南することを目的とする点で、「知恵文学」の一部である。その知恵を書き残そうとする姿勢は、文書様式だけでなく、それぞれの文化に特有の儀礼の記録にも見られる。忘れてはならないのは、古代近東において知恵文学が翻訳された文書としてだけではなく口述である文化から別の文化に伝わり、それぞれの文化の信条に適するよう受容されたということである⁵¹。

7. 結論

本稿では、「知恵文学」が、古代近東における重要なトポスあるいは文学ジャンルとして、様々な文化の学者間で共有されていたことを示した。知恵文学はメソポタミアを起源とし、そこから古代近東の他の地域に伝播したと考えられる。それは、各地でそこに住む人々のイノベーションが加えられながら、現地の文化に

取り入れられていった。ハットゥシャでは、知恵となる内容が歴史上の事件と合わせて示され、それはのちにヒッタイト王が学ぶべき伝統ある文書となっていった。これらの文書は、若き皇太子に、神学的見識と共に政治的知識と知恵を与えることを主旨としている。ヒッタイトでは、莫大な文書群を使い、いかに神々への義務を果たすべきかを王家の者たちに教えることで国家の祭儀が維持されていた。同様に、聖書にもYHWHの律法を人生の知恵として積極的に教え、それによって信者が祭と儀礼を行い、平和と繁栄をもたらそうという態度がうかがえる。これらすべての文化では、神々の世界が関心の中心であり、知恵は支配者が神々に正しく仕える方法を知るためのものであった。

ハットゥシャで見つかった文書の破片には、(現存はしていない) アッカド語文書の翻訳と思われる諺がある。ヒッタイト語で書き残されている数行は以下の通りである。

今、あなたたちは静かに聞きなさい。知恵(haddanaza-)をもって、人間の前にある諸問題にあたりなさい。それらをišhiul(法)として守り、あなたたちの心に刻みなさい。それらを議会(=王室)で調べ、木製書板(=記録)と照らし合わせなさい 52 。

王は、儀礼によって神々への信仰と神々の法を宣言することで王としての権力を示した。同時に、儀礼を行い、祭儀を祝うことは、偉大な神々が王と王国に加護を与えた記憶を受け継いでいくという意味もあった。法と、法が生まれ適用された際の歴史上の事件は書板に書き記され、それは何世代にも受け継がれる知恵となったのである⁵³。

訳者:シラ・マルカ・コヘン(ブランダイス大学近東・ユダヤ学科博士課程)

※1 この論文は日本学術振興会(JSPS)科学研究費 2017-2021 年度基盤研究(C) (17K02234)の後援による研究の成果である。本論文の一部は、2018 年 9 月 6 日に 同志社大学で行われたアッシリア研究会および 2018 年 7 月 31 日にヘルシンキーで行われた SBL 国際学会で発表された。

※2 聖書の邦訳は、共同訳聖書実行委員会『聖書 新共同訳』日本聖書協会、2018 年による。

注

- ¹ ここで「聖なるもの」が意味するところは明確ではない。JPS の英訳は YHWH を指す「Holy One」として単数であるが、ヘブライ語では名詞が明らかに複数になっている。それでも、詩篇第 2 篇 5 節に見られるように「yir'at YHWH」が神の知識と対比されており、聖なるもの qedosim=elohim なのである。また、詩篇第 111 篇 10 節も同様に「主を畏れることは知恵の初め」としている。両テキストでは、「YHWH に対する畏れ」が知恵(hôkmah)に基づくものと位置づけられている。
- ² ヘブライ語の mûsar には教えることと弟子の両方の意味があり、ここでは tôrah と対比して使われている。申命記 4 章 36 節では、天から古代イスラエル人への YHWH の言葉との関係上、指示として命令形になっている(不定詞 leyaserka は mûsar と同じ語根ysr に由来する)。申命記における啓示はイスラエル人に教訓を与えるという概念と直接的に関係している。この点は、申命記 8 章 5 節「あなたは、人が自分の子を訓練する(ysr)ように、あなたの神、主があなたを訓練されることを心に留めなさい」と比較されたい。Hurowitz は、箴言の注釈で、この語根を強いしつけを通じる「教え」であると分類している。Proverbs: Introduction and Commentary (2 vols. Mikra Leyisrael series ed. Shmuel Ahituv; Tel Aviv: Am Oved and Magnes Press, 2012), 40-41 [ヘブライ語]を参照されたい。申命記 21 章 18 節では反抗する息子は「ben sôrer」となっている。
- 3 最近の聖書と古代近東における知恵文学の概要については Tremper Longman III, *The Fear of the Lord is Wisdom* (Grand Rapids: Baker Academic, 2017), 147-162 を参照されたい。
- ⁴ Mark R. Sneed, ed., Was there a Wisdom Tradition? New Prospects in Israelite Wisdom Studies (AIIL 23; Atlanta: SBL press, 2015).
- 5 この論文集に掲載される論文については以下を参照されたい。Katharine J. Dell, "Deciding the Boundaries of Wisdom: Applying the Concept of Family Resemblance," in: Was there a Wisdom Tradition? New Prospects in Israelite Wisdom Studies (Mark R. Sneed, ed.; AIIL 23; Atlanta: SBL press, 2015), 145-160. As well as Douglas Miller, "Wisdom in the Canon: Discerning the Early Intuition," ibid, pp. 87-114; Tova Forti, "Gattung and Sitz im Leben: Methodological Vagueness in Defining Wisdom Psalms," ibid, pp. 205-220.
- 6 レビ記 25 章 55 節「イスラエルの人々はわたしの奴隷であり、彼らはわたしの奴隷であって、エジプトの国からわたしが導き出した者だからである。わたしはあなたたちの神、主である」。
- 7 モーセ五書や特に法など、伝統的に知恵文学として挙げられるもの以外で、聖書において知恵文学の形式をもつ例については、Daub による"Deuteronomy stands between legislation and a wisdom book" in David Daube, *Law & Wisdom in the Bible: David Daube's Gifford Lectures* (vol. 2 Calum Carmichael ed. Conshohocken, PA: Templeton Press: 2010), 27. の考察を参照されたい。
- ⁸ David Daube, Law & Wisdom in the Bible: David Daube's Gifford Lectures, 5ff.
- ⁹ Tremper Longman III, The Fear of the Lord is Wisdom, p. 171.
- 10 Paul-Alain Beaulieu, "The Social and Intellectual Setting of Babylonian Wisdom Literature," in: Wisdom Literature in Mesopotamia and Israel (R. J. Clifford ed.; Atlanta: SBL Press, 2007), 3-19. メソポタミアの知恵文学の定義については、以下を参照されたい。Yoram Cohen, Wisdom from the Late Bronze Age (Andrew R. George ed.; WAW 29; Atlanta: SBL press, 2013), 7-19.
- 11 ハンムラビ法典に明確に示されている。Victor Avigdor Hurowitz, *Inu Anum Ṣīrum: Literary Structures in the Non-Judicial Sections of Codex Hammurabi* (Occasional Publications of the Samuel Noah Kramer Fund, 15; Pennsylvania: University of Pennsylvania Museum of Archaeology and Anthropology, 1994). 対照的に、申命記 17 章 18-20 によると、聖書における王は司祭から法を受け取ることになっているが、その法には「主を畏れる」や「王位を長く保つことができる」などの言葉に知恵文学としての特色がある。

- 12 ヘブライ語聖書と古代エジプト文学の関係については以下を参照されたい。Nili Shupak, Where Can Wisdom be Found?: the Sage's Language in the Bible and in Ancient Egyptian Literature (OBO 130; Freiburg/Schweiz: Vandenhoeck und Ruprecht, 1993).
- Paul-Alain Beaulieu, "The Social and Intellectual Setting of Babylonian Wisdom Literature," p. 5.
- 14 近年のこの文書の解釈については以下を参照されたい。Yoram Cohen, Wisdom from the Late Bronze Age (WAW29; Atlanta: SBL Press, 2013) 81-128. このテクストが書かれたのは古代バビロニア時代で、知恵文学の一部として見られる。以下も参照されたい。V. A. Hurowitz, "The Wisdom of Šūpē-Amēlī A Deathbed Debate between a Father and Son," in: Wisdom Literature in Mesopotamia and Israel (R. J. Clifford ed.; Atlanta: SBL Press, 2007), 37-51.
- ¹⁵ CAD M: 66ff.に見られるように、この名詞には文脈によってさまざまな意味があるが、主には「助言、 指示、命令、(神の) 判断」である。同じ šm ' $e\bar{s}$, and ' $e\bar{s}$, '
- parṣu については CAD P:195ff を参照されたい。ヤコブの遺言は異なる種類の文書ではあるが、Hurowitz, "The Wisdom of Šūpē-Amēlī" p. 46 with comparison note to Gen. 49:1 を参照されたい。
- ¹⁷ V. A. Hurowitz, "The Wisdom of Šūpē-Amēlī," p. 42.
- Yoram Cohen, Wisdom from the Late Bronze Age, ibid; Hurowitz, "The Wisdom of Šūpē-Amēlī," pp. 41-43.
- 19 ヒッタイトの資料については、Paola Dardano, *Die hethitischen Tontafelkataloge aus Hattuša (CTH 276-282)* (StBoT 47; Wiesbaden: Harrassowitz, 2006)および Willemijn Waal, *Hittite Diplomatics: Studies in Ancient Document Format and Record Management* (StBoT 57; Wiesbaden: Harrassowitz, 2015)を参照されたい。メソポタミアの資料については Yoram Cohen, *Wisdom from the Late Bronze Age*, pp. 60-61を参照されたい。これは知恵文学が「資料のジャンルにしたがい・・・(中略)・・・主題によって分類されていた」ことを示している。
- ²⁰ Wilfried G. Lambert, *Babylonian Wisdom Literature* (Winona lake: Eisenbraunse, 1996), 110-115. この文書の引用はこれに従う。
- ²¹ この文書には二つの原本から知られている。一つはニネヴェで見つかった新アッシリア時代のもの、もう一つはニップルで見つかった新バビロニア時代のものである。初版は Lambert により、新版は S. W. Cole によって出版されている。S. W. Cole, *NIPPUR IV* (Oriental Institute the University of Chicago, 1996), 268-274 (Text no. 128).
- 22 Hurowitz はこの文書を詳細に考察し、神エアとの特別な関係と、これが王に対する単なる王への禁止事項のまとめ以上のものであることを証明している。彼によると、「この文書は意図的に王への神エア神から王への神聖なるメッセージとして描写している。」Victor Avigdor Hurowitz, "Advice to a Prince: A Message from Ea," *State Archives of Assyria Bulletin* 12,1 (1998), 39-53. V. A. Hurowitz, *Proverbs: Introduction and Commentary* (2 vols. *Mikra Leyisrael* series ed. Shmuel Ahituv; Tel Aviv: Am Oved and Magnes Press, 2012), 8-9 [ヘブライ語] も参照されたい。
- ²³ Wilfried G. Lambert, *Babylonian Wisdom Literature*, p. 115.
- 24 シューペ・アメーリ文書は人生の諸問題に関して確立されたことわざ・忠告・訓戒を 集めたものと見ることができる。たとえば、「あなたは(他の)妻に目を向けてはなら ない」(第 27 行)は、出エジプト記 20 章 17 節/申命記 5 章 21 節における十戒と類似 している。
- ²⁵ Yoram Cohen, Wisdom from the Late Bronze Age, pp. 118-124. 楔形文字がどのようにハットゥシャに伝わり、いかに使用され、またそれがエリート層に限られたものであった点は以下を参照されたい。Mark Weeden, "Adapting to New Contexts: Cuneiform in

- Anatolia," *The Oxford Handbook of Cuneiform Culture* (Karen Radner and Elinor Robson eds.; Oxford, 2011), 597-617.
- Hurowitz, "Advice to Ea," p. 47.
- ²⁷ 最悪であったのは洪水の時(創世記 6、7章)であり、洪水が終わった時、神は二度と そのようなことをしないと誓い、その証として天に虹を「掛けた」。この虹は文明にお ける秩序である契約の印である(創世記 9章 13-17節)。
- 28 この形式についての簡潔な入門としては以下を参照されたい。John H. Walton, Ancient Near Eastern Thought and the Old Testament (2nd ed.; Grand Rapids: Backer Academic, 2018), 270.詳細な比較については次を参照されたい。David P. Wright, "Method in the Study of Textual Sources Dependence: The Covenant Code," in: Subtle Citation, Allusion, and Translation in the Hebrew Bible (Ziony Zevit ed.; Sheffield-Bristol: Equinox, 2017), 159-181.
- 29 CTH 6 の文書と翻訳については、以前の研究にも触れている以下の最新の出版を参照されたい。Amir Gilan, Formen und Inhalte althethitischer historischer Literatur (Texte der Hethiter 29; Heidelberg: Winter Verlag, 2015), 65-103; 本稿ではGary Beckman, "Bilingual Edict of Ḥattušili I," Context Of Scriptire 2, (2000) 79-81と、Petra Goedegebuure, "The Bilingual Edict of Ḥattušili I," in The Ancient Near East: Historical Sources in Translation (Mark W. Chavalas ed.; Malden: Blackwell Publication, 2006), 222-228の英訳に従った。
- 30 たとえば、Lambert は『王子への助言』の作成年代を紀元前 1000~700 年の間に設定しようとしている。
- ³¹ 以下の引用は、Gary Beckman, "Bilingual Edict of Ḥattušili I," に従うが、Petra Goedegebuure, "The Bilingual Edict of Ḥattušili I."における別の翻訳も参照している。
- 32 Petra Goedegebuureの英訳は以下の通りである。"§19 (iii 26-32) [Until] now nobody [in my family] has accepted my will. [But now you,] Muršili, are [m]y [son], so it is you who must accept it. Observe [the wor]ds [of (your) father]. As long as you observe the words of (your) father, then you will [e]at [bread] and drink water. When young adulthood is in your [heart], eat twice, thrice a day, and take care of yourself. But [when] old age is in your heart, then drink until satisfaction. Then you may discard (your) [father]'s word."
- 33 ヒッタイト語を直訳すれば、[DINGIR.MEŠ-aš u]d-da-a-ni na-aḫ-ḥa-an-te-eš e-eš-tén 「[神々の] 事柄を畏れよ。」動詞 naḫ(ḫ)-には「畏れるようになる、畏れ、恐怖、~を 畏れる」という意味がある。以下を参照されたい。J. Puhvel, Hittite Etymological Dictionary vol. 7 (De Gruyter, 2007), 3ff.
- 34 Petra Goedegebuureの英訳は以下の通りである"§21 (iii 46-57) You must be reverent in the matter [of the gods]. Let their thick bread, their libation-vessels, and their [ste]w (and) groats stand ready. [Neither] postpone nor fall behind! If you were to [post]pone, evil would result, as in the past. Let it be just so!".
- 35 これらの文書のヒッタイト王国の行政の象徴としての側面は以下を参照されたい。 Jared L. Miller, *Royal Hittite Instructions and Related Administrative Texts* (Mauro Giorgieri ed.; WAW 31; Atlanta: SBL Press, 2013). 聖書の契約との関係性については、Ada Taggar-Cohen, "Biblical *covenant* and Hittite *išḫiul* reexamined," *Vetus Testamentum* 61 (2011), 461-488.を参照されたい。
- 36 ヒッタイト語: (56) [šumeš=m]a kinuna uddar=mit hattad=mit=a (57) [kueš ša]kteni nu DUMU-laman hattahhiškiten (名詞 hattatar- hattant-は「知性、助言、知恵」を意味する;シュメログラムでは GALGA-tar). 知恵文学におけるヒッタイト語 hattatar-については以下を参照されたい。Beckman は、このヒッタイト語の最たる意味が「狡猾さ」であり、それは「普通は神や高位の人間に備わるもの」であるため、「知恵」やヘブライ語の hôkmah とは対比できないと結論づけている。しかしながら、(Beckman 自身も引用している) ハットゥシャで見つかったことわざ集には、hattatar-「知恵」と išhiul-「法的服従」の関連が見られる。KBo 12.128 6'-14'「今、あなたたちは静かに聞きなさい。

知恵(haddanaza-)をもって、人間の前にある諸問題にあたりなさい。それらを $i\bar{s}hiul$ (法) として守り、あなたたちの心に刻みなさい。それらを議会(=王室)で調べ、木製書板 (=記録) と照らし合わせなさい」この訳については Yoram Cohen, $Wisdom\ from\ the\ Late\ Bronze\ Age,\ pp.\ 202-203$ と比較されたい。

- Amir Gilan, Formen und Inhalte althethitischer historischer Literatur, p. 103.
- 38 聖書の契約は、アブラハムからイサク、ヤコブから彼の息子たち、モーセからイスラエルの人々、サムエルからイスラエルの人々へと伝えられている。
- 39 ヒッタイトの社会に父親と母親が法的権威であるという概念があったことは、王妃の 指示に王に匹敵する効力があったことに裏づけられる。ヒッタイトの王妃は勅令を出 し、条約に調印していた。これは、シュッピルリウマ 1 世の息子(司祭テリピヌ)を キズワトナ王とする勅令において、母である王妃ヘンティがこの法的文書に関与して いることからも明らかである(KBo 19.25「[陛] 下シュッピルリウ [マ、大王と、ヘ ン] ティ、女王、 アルヌワン [ダ、皇太子は以下のように言う]」)。儀礼を執り行う 家というヒッタイト王家についての法的な理解については、近々出版される筆者の論 文 "The Uniqueness of the Priestess Titled NIN.DINGIR in Hittite Texts in Light of Hittite Royal Ideology."を参照されたい。
- 40 ヒッタイト語動詞 nah(h)-「畏れる」については上記注 33 を参照されたい。
- ⁴¹ Ada Taggar-Cohen, *Hittite Priesthood*, §9 p. 53-54, 76-77 §14 p. 60, 80-81.
- ⁴² たとえば、『第一の兵士の誓い』(KBo 6.34+ i, 40, ii, 4 passim.)という文書はCollinsによって英訳されている。B. J. Collins, *Context of Scripture* 1 (Leiden: Brill, 1997), 165-167.
- ⁴³ Trevor Bryce, Kingdom of the Hittites (Oxford: 2005) 96-110.
- ⁴⁴ Amir Gilan, Formen und Inhalte althethitischer historischer, p. 334.
- ⁴⁵ これについては、書記学校との関係についても論じる以下の最新の研究を参照されたい。 Shai Gordin, *Hittite Scribal Circles: Scholarly Tradition and Writing Habits* (StBoT 59; Wiesbaden: Harrassowitz Verlag, 2015), 1-16.
- ⁴⁶ Geoffrey P. Miller, "The legal Function of Ritual," Chicago-Kent Law Review 80 (2005), 1181-1233.
- ⁴⁷ B. J. Collins, *The Hittite and Their World* (Atlanta: SBL Press, 2007), 157ff. 特に神官としての王族については、Ada Taggar-Cohen, *Hittite Priesthood* (THeth 26; Heidelberg: Winter Verlag, 2006), 369ff を参照されたい。
- ⁴⁸ 翻訳は Itamar Singer, *Hittite Prayers* (Harry A. Hoffner ed.; WAW11; Atlanta: SBL Press, 2002), 83.に従う。
- ⁴⁹ Gilan, Formen und Inhalte althethitischer historischer, pp. 335ff.に指摘されるように、このような王の成功に対する理解は『テリピヌ勅令』にも明らかである。勅令の初めでは、神の意思を満たした王は成功者、意思に反した王は失敗者として前任の王たちの歴史的な出来事が様式化された文体で述べられる。
- 50 Moshe Weinfeld, *Deuteronomy and the Deuteronomic School* (Oxford: Clarendon Press, 1972). この先駆的な研究でWeinfeldは、王室の文書庫にある文書を学び、教え、編纂した、あるいはそれ以上の役割を担っていた書記たちの間に、この本の起源があるという重要な見解を提示した。彼らは「知恵文学」を収集する賢人たちであった。事実、このことは(上記に引用したように)申命記の言葉遣いにも見ることができる。
- ⁵¹ 古代近東における翻訳や書記の仕事については以下を参照されたい。Ada Taggar-Cohen, "Subtle Citation, Allusion, and Translation: Evidence in Hittite Texts and Some Biblical implications," in: *Subtle Citation, Allusion, and Translation in the Hebrew Bible* (Ziony Zevit ed.; Sheffield-Bristol: Equinox, 2017), 54-72.
- ⁵² KBo 12.128 6'-14'. Yoram Cohen, Wisdom from the Late Bronze Age, p. 201-203.を参照されたい。
- 53 申命記 31 章 11 節「主の選ばれる場所にあなたの神、主の御顔を拝するために全イス

ラエルが集まるとき、あなたはこの律法を全イスラエルの前で読み聞かせねばならない。」12 節「民を、男も女も子供も、町のうちに寄留する者も集めなさい。彼らが聞いて学び、あなたたちの神、主を畏れ、この律法の言葉をすべて忠実に守るためであり、」13 節「これをまだ知らない彼らの子供たちも聞いて学び、あなたたちがヨルダン川を渡り、入って行って得る土地で、彼らも生きている限り、あなたたちの神、主を畏れるようになるためである。」